

平成21年8月31日

「太陽光発電の新たな買取制度」の開始について

～11月から太陽光発電の買取制度が始まります～

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号）について、本日、省令・告示等の所要の命令等が整備されました。これを受け、本年11月1日から、「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されます。

なお、本制度の詳細については、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電力事業分科会買取制度小委員会（委員長：山地憲治東京大学大学院工学系研究科教授）で検討を行ってまいりましたが、今般、「買取制度小委員会『買取制度の詳細設計について』取りまとめ」として取りまとめられましたので、あわせて公表します。

1. 背景

「太陽光発電の新たな買取制度」は、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点のみならず、経済危機対策の観点からも非常に重要な制度です。本制度の基本的な考え方については、新エネルギー部会において取りまとめられ、また制度の詳細設計については、電気事業分科会で扱われる事項とも密接に関連することから、新エネルギー部会及び電気事業分科会の両会の下に買取制度小委員会を設置し、「太陽光発電の新たな買取制度」の詳細設計について検討を行ってまいりました。

2. 「太陽光発電の新たな買取制度」について

これらの検討等を踏まえ、本日、「太陽光発電の新たな買取制度」に関する省令、告示等の所要の命令等が整備されました。これを受け、本年11月1日から「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されます。

本制度は、太陽光発電からの余剰電力を一定の価格で買い取ることを電気事業者に義務付けるもので、例えば、買取価格については、住宅用は48円/kWh、非住宅用は24円/kWhとなります。なお、制度の詳細については、「買取制度小委員会『買取制度の詳細設計について』取りまとめ」を御覧下さい。

3. その他の関連する命令等の整備

また、「太陽光発電の新たな買取制度」等の導入に伴い、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）における利用目標量について、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法小委員会における検討及びパブリックコメントの結果、風力、バイオマス、水力、地熱等の電源からなる利用目標量を電気事業者の義務量とすること等を定める命令等を整備いたしました。

4. 公表資料一覧

○太陽光発電の新たな買取制度関連

- エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則
- 太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準（告示）
- 電気事業者による太陽光発電による電気の調達に関する留意事項等
- 買取制度小委員会「買取制度の詳細設計について」取りまとめ

○RPS法関連

- 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則
- 平成19年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標（告示）
- 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第1条第2項に規定する経済産業大臣が定めるものを定める告示

(本発表資料のお問い合わせ先)

○太陽光発電の新たな買取制度関連

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課長 渡邊 昇治

担当者： 渡辺、川端

電話：03-3501-1511（内線 4551～6）

03-3501-4031（直通）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

電力市場整備課長 松尾 剛彦

担当者： 曳野、橋本

電話：03-3501-1511（内線 4741～6）

03-3501-1748（直通）

○RPS法関連

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー等電気推進室長 飯田 健太

担当者： 黒部、丹羽

電話：03-3501-1511（内線 4561～4）

03-3580-3023（直通）